

平成27年度実地指導計画（案）について

【根拠法令】

介護保険法（平成9年法律第123号）第23条
清須市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱

1 目的

介護保険法第23条の規定に基づき、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者に対して介護給付等に係るサービスの内容及びサービスの質の確保並びに介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

2 実施方法等

(1) 方法

- ・ 事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に立ち入り、書面及び聴き取りにより行う。
- ・ 実施単位は指定事業所を単位として実施する。
- ・ 同一敷地内の事業所で複数のサービス事業種別の指定を受けている場合（介護予防サービスを併せた指定等）は同日で実施する。

(2) 体制

指導の体制は2名以上とする。また事業所の規模等により適宜体制を再編して実施する。

(3) 通知

実施の通知は、指導日の概ね2週間前に発送するものとする。ただし、緊急を要する場合等状況に応じて通知期間の短縮(当日通知を含む)を行う場合がある。

(4) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、年度当初に決定する。

3 重点項目

(1) 適正な事業運営及び報酬請求

各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別居宅サービス計画等に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど、届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導する。

ア 各種加算等について、介護報酬算定に関する告示等を適切に理解した上で、必要な体制が確保され、適正に請求されているか。

イ 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の員数、資格を満たしているか。

ウ 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられて

いるか。

エ 報酬加算単価の新規創設及び見直しに係る算定要件に適合しているか。

(2) 適切な利用者サービスの確保

高齢者虐待防止、身体拘束廃止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組の促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者ごとの居宅サービス計画等に基づいたサービス提供を含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントと居宅サービス計画等の作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう指導する。

ア 高齢者虐待や身体拘束についての認識を十分に持ち、防止に向けた取組がなされているか。

イ 利用者の生活支援のためのアセスメントと利用者ごとのニーズに対応した居宅サービス計画等の作成が適切に行われ、個別ケアの推進により、日常の生活場面において、個々の利用者の尊厳を支えるケアを提供しているか。

ウ 火災発生の未然防止、初期消火、避難等の防火安全対策に努めているか。また、有効な避難訓練を定期的に実施しているか。

4 対象事業所

- ・認知症対応型共同生活介護 グループホーム須ヶ口
- ・小規模多機能型居宅介護 遊楽苑西枇杷島

5 日程

平成27年8月上旬及び10月上旬

清須市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービスの内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について基本的事項を定めることにより、介護給付等に係るサービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、指定地域密着型サービス事業者等に対し、法令等に定める介護給付等に係るサービスの取扱い、運営等に関する基準及び介護報酬の請求に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導方法)

第3条 指定地域密着型サービス事業者等に対する指導は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 集団指導

介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正の内容、過去の指導事例等について講習等の方法により行うものとする。

(2) 実地指導

指定地域密着型サービス事業者等から提出された書類の記載内容に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式により行うものとし、原則として3年に1回実施するものとする。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる指導形態に応じて対象を選定する。

(1) 集団指導の選定

ア 介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正の内容、過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

イ 新たに介護給付等に係るサービスを開始した指定地域密着型サービス事業者等については、全てを対象として選定する。

(2) 実地指導の選定

ア 次条の指導実施計画に基づき選定する。

イ 新たに介護給付等に係るサービスを開始した指定地域密着型サービス事業者等については、全てを対象として選定する。

(指導実施計画の策定)

第5条 市長は、指導の重点項目、実施方法等を定めた指導実施計画を策定するものとする。

2 市長は、指導実施計画の策定に当たっては、対象となる指定地域密着型サービス事業者等の事業の運営に支障がないよう調整を図るものとする。

(指導の事前準備)

第6条 市長は、指導の実施に当たっては、対象となる指定地域密着型サービス事業者等に対し、前条の指導実施計画に基づき、次に掲げる指導方法ごとに必要な事項を通知するものとする。

(1) 集団指導

日時、場所、出席者、指導内容その他必要な事項

(2) 実地指導

実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類その他必要な事項

(指導結果の通知等)

第7条 市長は、実地指導の結果について必要な検討を行い、当該指定地域密着型サービ

ス事業者等の問題点の解消に必要な指導事項を決定し、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、書面により速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知をした指定地域密着型サービス事業者等に対し、前項の通知内容について指導事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(指導後の措置等)

第8条 市長は、指導の結果、清須市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成27年清須市告示第9号）に定める監査基準に該当すると判断した場合は、監査を行うものとする。

- 2 市長は、実地指導中において、前項の規定に該当する事項が認められる場合は、指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

(指導の拒否への対応)

第9条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなく集団指導を拒否した場合は、実地指導を行うものとする。

- 2 市長は、指定地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行うものとする。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

清須市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第115条の17及び第115条の27の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービスの内容及び費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査について基本的事項を定めることにより、介護給付等に係るサービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定地域密着型サービス事業者等の介護給付等に係るサービスの内容について第6条又は第7条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又は介護報酬の請求に関する事項について不正又は著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

(監査対象)

第3条 監査は、次に掲げる情報について、指定基準違反等の確認の必要があると認められる場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 国民健康保険団体連合会及び保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (6) 実地指導において確認した情報

(監査の実施)

第4条 監査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市長は、監査を行う指定地域密着型サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ当該事業者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、清須市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成27年清須市告示第10号）第8条第2項又は第9条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。
 - ア 監査の根拠規定
 - イ 監査の日時及び場所
 - ウ 監査担当者
 - エ 出席者
 - オ 準備すべき書類等
- (2) 市長は、監査の実施に当たっては、当該指定地域密着型サービス事業者等の代表者又は開設者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等に係るサービスの担当者、費用の請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

(監査結果の通知等)

第5条 市長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、速やかに文書によってその旨を通知するものとする。

2 市長は、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、前項の規定により通知した事項について、報告書の提出を求めるものとする。

(監査後の行政上の措置)

第6条 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、法第78条の9、法第115条の18又は法第115条の28の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告

- ア 市長は、指定基準違反等が認められた指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により遵守すべき事項を勧告することができるものとする。この場合において、市長は、当該指定地域密着型サービス事業者等がこれに従わなか

ったときは、その旨を公表することができるものとする。

イ 勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 市長は、指定基準違反等が認められた指定地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなく、前号に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとする。

イ 市長は、アにより命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。

ウ 命令を受けた指定地域密着型サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定基準違反等の内容等が法第78条の10各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当すると判断した場合は、必要に応じて当該指定地域密着型サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができるものとする。

(聴聞等)

第8条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、清須市行政手続条例（平成17年清須市条例第13号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(監査後の経済上の措置)

第9条 市長は、監査の結果、介護給付等に係るサービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、国民健康保険団体連合会に連絡し、当該指定地域密着型サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、市長が、これにより難いと認めたときは、当該指定地域密着型サービス事業者等に直接返還を求めるものとする。

2 市長は、返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、当該指定地域密着型サービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するように指導するものとする。

3 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、原則として5年とする。

(情報の提供)

第10条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等に係る監査の内容及び結果について必要があると認めるときは、都道府県知事、関係する保険者又は当該指定地域密着型サービス事業者等を指定している他の市町村長へ、その情報を提供するものとする。

(監査台帳の作成等)

第11条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等監査台帳を作成し、監査の内容、結果等を記録及び保存するものとする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。